

随意選定理由

宇佐市社会福祉協議会（以下「同団体」という。）は、社会福祉法で定める社会福祉活動を推進することを目的とした営利を求めるない民間組織である。市の地域福祉推進の中心的な担い手である同団体の経験やシステムを活用して、民生委員・児童委員、障がい者福祉協議会、ボランティア団体等と連携をとり、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民運動の支援、共同募金運動の協力など様々な場面で、地域福祉の増進に向けた事業を展開しており、今後も継続した地域福祉への貢献が期待できる。

当施設については、平成4年に心身が虚弱な在宅の高齢者を通所でのリハビリやレクリエーションで、心身機能の改善や維持向上及び家族の介護負担の軽減を図ることを目的に設置された。

施設の管理及び事業運営については、設置当初から当時の院内町社会福祉協議会、平成17年度からは宇佐市社会福祉協議会との合併に伴い現在の同団体に管理及び事業委託を実施してきた。その後、平成18年度からは指定管理者制度を導入、同団体を随意選定の方法により指定管理者として選定し、現在4期目を迎えている。

同団体は、院内地域において地域包括支援センターを運営し、高齢者の身近な相談窓口として役割を果しながら、介護予防事業等も継続して提供し、幅広く総合的に生活支援を行っている。高齢者や子ども、も、障がい者の福祉の中心的な役割を担い、へき地での採算性の低い部門の事業の運営も、同団体の非営利性と公共性という特性をもとに、今日まで誠実かつ積極的に担ってきている。

福祉介護事業（デイサービス）と併せて、こうした関連する福祉事業を一体的に展開することで地域の福祉サービスの向上に大きく寄与してきた実績は十分評価に値するものと思料される。

さらに、比較的入れ替わりが頻繁であるとされる介護職場において安定した職員雇用と配置に努め、これまで利用者と職員間に深い信頼関係が構築されている。高齢者にとっては自身の身体のことはもとより、身辺の心配事等の相談に対する要望も高く、身体的、精神的な変化や異変にいち早く気付き、適切な配慮を行えるこうした関係が構築できていることに対し、利用者や家族から好評を得ている。

なお、同団体は今後も事業継続の意向を示しており、29年間の実績と培われたノウハウ、確立された運営体制による経営努力で、適正な施設運営と安定したサービスの継続が期待される。

以上のことから、今回の指定管理期間の満了後においても指定管理者制度により管理運営を行うものとし、施設の設置当初から現在に至るまでの経緯に鑑み、同団体を指定管理者として随意選定が望ましいと考えます。

随意選定団体 所在地 宇佐市大字閣437番地

名 称 社会福祉法人 宇佐市社会福祉協議会

代表者 会長 相良 誠一郎